



市章

大津市公報

令和3年12月22日
号外(第60号)発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

59	大津市交通安全条例	1
60	大津市交通安全基金条例	3
61	大津市地域産業振興条例	4
62	大津市交通指導員設置条例を廃止する条例	5
63	大津市職員互助会設置条例の一部を改正する条例	6
64	大津市手数料条例の一部を改正する条例	6
65	大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例	8
66	大津市ガス供給条例の一部を改正する条例	9
67	大津市教育相談センター条例の一部を改正する条例	9

条 例

大津市交通安全条例を公布する。
令和3年12月22日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第59号

大津市交通安全条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の区域における交通の安全(以下「交通安全」という。)に関し、基本理念を定め、並びに市及び道路を通行する者の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、交通安全の確保に関する施策(以下「交通安全施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、交通安全施策を総合的かつ計画的に推進し、もって交通事故のない安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 市民等 市内に居住する者(以下「市民」という。)及び通勤、通学、観光旅行等により市内に滞在する者をいう。
- 交通安全要配慮者 子ども、妊産婦、高齢者、障害者その他の交通安全の確保を図る上で特に配慮を要する者をいう。
- 交通安全団体 地域において交通安全に関する広報及び啓発その他の活動を行う団体をいう。

(基本理念)

第3条 交通安全の確保は、市民等の生命及び身体が最も優先して保護されなければならないという基本的認識の下に、交通安全要配慮者の安全に特に留意しつつ、市、市民等、事業者、関係機関等が相互に連携及び協力を図り、主体的かつ積極的にこれに取り組むことにより行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、交通安全施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 市は、交通安全施策の策定及び実施に当たっては、市民等及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 市は、交通安全施策の実施に当たっては、国及び滋賀県(以下「国等」という。)並びに交通安全団体と役割を分担し、国等及び交通安全団体の施策との整合性の確保を図りつつ、緊密な連携の下にこれを行うものとする。

(道路を通行する者の責務)

第5条 道路を通行する車両(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第8号に規定する車両をいう。以下同じ。)の運転者は、交通安全要配慮者の安全の確保に特に留意しつつ、道路交通に危険を生じさせないように、他の車両、歩行者等の通行状況、時間帯、天候、路面の状態等に応じて、安全かつ適切に運転をしなければ

ればならない。

- 2 道路を通行する歩行者は、スマートフォン等の情報機器の画面に表示された画像を注視するなどの周囲への注意が散漫となる行為を行いながら歩行することによって道路交通に危険を生じさせないようにしなければならない。

(市民等及び事業者の役割)

第6条 市民等及び事業者は、基本理念についての理解を深め、日常生活又は事業活動において主体的かつ積極的に交通安全の確保に資する取組を行うよう努めるとともに、市が実施する交通安全施策に協力するよう努めるものとする。

(道路交通環境の整備等)

第7条 市は、安全な道路交通環境を確保するため、国等と連携し、道路及び交通安全施設の保全、整備、改良その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、交通安全要配慮者の安全の確保に特に留意するものとする。
- 3 市は、市有施設の整備に当たっては、道路の見通しを確保できるように工作物を配置する等の施設及びその周辺における交通安全を確保するための措置を適切に講ずるものとする。
- 4 市は、市民及び事業者が住宅、事業所その他の施設において前項の措置に準じた取組を行うことを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第8条 市は、国等及び交通安全団体と連携し、交通事故を生じさせるおそれのある危険な運転の防止、交通事故負傷者を救護するためにとるべき措置その他の交通安全の確保に関して必要な事項について、知識の普及及び意識の高揚を図るための広報及び啓発を行うものとする。

- 2 市は、前項の広報及び啓発を行うに当たっては、道路交通を取り巻く環境の変化等の社会情勢の変化を踏まえるとともに、多様な言語への対応及び多様な文化への配慮に努めるものとする。

(子どもの事故の防止)

第9条 市は、家庭、学校等において子どもが交通安全に関する理解を深めることにより、交通事故に遭わないための安全な行動をとることができるよう、子どもの発達段階に応じた交通安全教育の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 保護者は、家庭において、その監護する子どもに対し、交通安全に関する知識の習得及び意識の高揚のために必要な教育を行うよう努めるものとする。

(高齢者の事故の防止)

第10条 市は、高齢者が自らの身体機能又は認知機能の変化に係る理解を深めることにより、安全に道路を歩行し、又は車両を運転することができるよう、広報及び啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自転車による事故の防止)

第11条 市は、自転車に関係する交通事故を防止するため、国等及び交通安全団体と連携し、自転車の安全で適正な利用に関する教育の実施、広報及び啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(交通安全施策の充実に係る情報収集等)

第12条 市は、国等及び交通安全団体と連携し、交通安全施策を充実させるために必要な情報の収集及び分析並びに調査研究等を行うものとする。

- 2 市は、交通安全の確保に資する技術について積極的に調査研究を行い、その成果を交通安全施策に反映するよう努めるものとする。

(交通安全の確保に関わる人材の育成等)

第13条 市は、交通安全施策の実施に当たり、地域において交通安全の確保及び交通安全に関する啓発活動に関わる人材を育成するとともに、その活動環境の向上のために必要な措置を講ずるものとする。

(交通事故被害者等に対する支援)

第14条 市は、交通事故の被害者及びその家族が平穏な生活を営むことができるよう、総合的な支援を行うものとする。

(大津市交通安全対策会議)

第15条 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第18条第1項の規定に基づき、大津市交通安全対策会議(以下この条において「会議」という。)を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 本市の交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。
- 3 会議は、会長及び委員20人以内をもって組織する。

- 4 会長は、市長の職にある者をもって充てる。
- 5 委員は、第1号から第3号まで及び第6号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命し、並びに第4号及び第5号に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1) 国の関係地方行政機関の職員
 - (2) 滋賀県の職員（次号に掲げる者を除く。）
 - (3) 滋賀県警察の警察官
 - (4) 教育長
 - (5) 消防局長
 - (6) 市職員（前2号に掲げる者を除く。）
- 6 会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。
- 7 特別委員は、西日本旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の職員のうちから、市長が委嘱する。
- 8 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(安全点検期間)

第16条 市は、通学路等における子どもの交通安全を確保するため、毎年度、市民との協働並びに国等及び交通安全団体との連携の下、通学路等を集中的に点検する期間を設けるものとする。
(表彰)

第17条 市長は、交通安全の推進に貢献し、その功績が顕著であると認めるものを表彰することができる。
(財政上の措置)

第18条 市は、交通安全施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。
(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(大津市交通安全対策会議条例の廃止)
- 2 大津市交通安全対策会議条例（昭和45年条例第31号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 前項の規定による廃止前の大津市交通安全対策会議条例第1条の規定により置かれた大津市交通安全対策会議並びにその委員及び特別委員は、第15条の規定により置かれる大津市交通安全対策会議並びにその委員及び特別委員となり、同一性をもって存続するものとする。

大津市交通安全基金条例を公布する。
令和3年12月22日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第60号

大津市交通安全基金条例
(設置)

第1条 本市における交通安全施策の推進に要する経費の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定により、大津市交通安全基金（以下「基金」という。）を設置する。
(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。
(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。
(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市地域産業振興条例を公布する。

令和3年12月22日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第61号

大津市地域産業振興条例

(目的)

第1条 この条例は、地域産業の振興に関し、基本理念を定め、並びに事業者、金融機関、教育研究機関、産業関係団体及び市民等の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、地域産業の振興に関する施策（以下「振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、地域産業の振興を総合的に推進し、もって地域経済の活性化及び市民等の暮らしの豊かさの向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域産業 市内で財又はサービスの生産又は供給を行う産業をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う会社及び個人であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する事業者（次号に掲げる者を除く。）をいう。
- (4) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項の小規模企業者に該当する事業者をいう。
- (5) 大企業者 前2号以外の事業者をいう。
- (6) 教育研究機関 市内の大学その他の教育機関又は市内において産業の振興に資する研究を行う機関をいう。
- (7) 産業関係団体 事業者の支援その他の地域産業の振興に資する活動を行うことを目的とする団体をいう。
- (8) 市民等 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

(基本理念)

第3条 地域産業の振興は、琵琶湖及び比良、比叡の山に代表される水と緑豊かな恵まれた環境の中で先人の営みの集積によって地域ごとに多様な産業が発展してきた本市の特性に鑑み、事業者自らの創意工夫及び自助努力を基に、本市の特性及び地域の資源を最大限に活かし、個性豊かで活力に満ちたまちの実現を図ることを基本とし、地域産業に関わる全ての者の相互の密接な連携及び協力の下に、地域経済を支える中小企業者及び小規模企業者を始めとした事業者の事業の発展や次代を担う産業の創出・育成、多様な人材の育成とその創造力の活用、事業環境の整備等を総合的に推進することにより、事業者の事業活動の活性化を図ることを旨として、行われなければならない。

(中小企業者及び小規模企業者の役割)

第4条 中小企業者及び小規模企業者は、経営基盤の強化、経営の革新、人材の育成、雇用環境の充実その他自らの事業の発展に向けた取組を推進するよう努めるものとする。

- 2 中小企業者及び小規模企業者は、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、自らの事業活動を通じて地域社会への貢献及び市民生活の向上に努めるとともに、市が実施する振興施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第5条 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、中小企業者及び小規模企業者が地域産業の振興において果たす役割の重要性を認識し、積極的にこれらの者と連携及び協力することにより、地域産業の振興に寄与するよう努めるものとする。

- 2 大企業者は、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、自らの事業活動を通じて地域社会への貢献及び市民生活の向上に努めるとともに、市が実施する振興施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第6条 金融機関は、適切かつ円滑な資金の供給、的確な経営相談及び有用な情報の提供を行うことにより、中小企業者及び小規模企業者の経営の安定及び改善に協力し、並びに新たな産業の創出及び育成の支援に努めるものとする。

(教育研究機関の役割)

第7条 教育研究機関は、産業に関する研究成果の普及等を通じて事業者への多角的な支援を行うよう努めるとともに、学生、生徒及び児童の地域産業への関心を高め、地域産業の振興に携わる多様な人材を育成するよう努めるものとする。

(産業関係団体の役割)

第8条 産業関係団体は、事業者自らの創意工夫及び自助努力を尊重しつつ、それぞれの特徴を活かした事業者の活動の支援に努めるものとする。

2 産業関係団体は、その構成員相互の連携及び協働の促進を図り、並びに他の産業関係団体と連携し、及び協働して地域産業の振興に資する活動に取り組むよう努めるとともに、市が実施する振興施策に協力するよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第9条 市民等は、地域産業の振興の重要性について理解を深め、地域産業の健全な発展に協力するよう努めるとともに、積極的に事業者が生産、製造若しくは加工した商品を購入し、又は提供するサービスを利用するよう努めるものとする。

(市の責務)

第10条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、社会経済情勢の変化に対応した振興施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市は、振興施策の推進に当たっては、国、県その他の関係機関並びに事業者、金融機関、教育研究機関及び産業関係団体との連携及び協働を図るものとする。

(振興施策の基本方針)

第11条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、振興施策を講ずるものとする。

- (1) 地域産業を支える中小企業者及び小規模企業者の事業の振興を図ること。
- (2) 経営の革新及び創業並びに新たな産業の創出を促進すること。
- (3) 地域の特性、多様な資源等を活かした産業を育成すること。
- (4) 地域産業を担う人材の育成及び雇用を促進すること。

(推進体制の整備等)

第12条 市は、振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備を行うものとする。

2 市は、振興施策の効果的な推進のため、事業者の実態を適切に把握し、事業者及び関係機関等の意見を振興施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(広報啓発等)

第13条 市は、事業者、金融機関、教育研究機関及び産業関係団体が一体となって地域産業の振興に取り組むための情報を提供するとともに、市民等の地域産業の振興に関する理解の促進に向けた啓発を行うものとする。

2 市は、中小企業者及び小規模企業者が生産、製造又は加工した商品及び提供するサービスの市民等の消費及び利用の促進のため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(中小企業者及び小規模企業者の受注機会の確保)

第14条 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等を行うに当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者及び小規模企業者の受注機会の確保に努めるものとする。

(財政上の措置)

第15条 市は、振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

大津市交通指導員設置条例を廃止する条例を公布する。

令和3年12月22日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第62号

大津市交通指導員設置条例を廃止する条例

大津市交通指導員設置条例(昭和43年条例第15号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

大津市職員互助会設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年12月22日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第63号

大津市職員互助会設置条例の一部を改正する条例

大津市職員互助会設置条例（昭和29年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 この会は、本市の職員のうち、常時勤務を要する職を占める職員その他の規則で定める職員をもって組織する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

大津市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年12月22日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第64号

大津市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 大津市手数料条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号を次のように改める。

(4) 戸籍に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する法律の規定に基づく証明をするとき。ただし、民間端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、証明書等の交付を受けようとする者が個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定による利用者証明用電子証明書の記録がされたものに限る。）をいう。）を利用して必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）を利用する方法により当該証明に係る書面を交付する場合を除く。

別表第1項を次のように改める。

1 租税公課に関する証明 1通につき 300円。ただし、民間端末機を利用する方法により証明書を交付する場合にあっては、200円とする。

別表第4項第1号中「により」を「を利用する方法により」に改め、同表第11項第1号中「いう」の次に「。以下この号において同じ。」又は住民票の除票の写し（磁気ディスクをもって調製された住民票の除票に記録されている事項を記載した書類をいう）を加え、「により」を「を利用する方法により住民票の写しを」に改め、同項第2号中「写し」の次に「又は戸籍の附票の除票（磁気ディスクをもって調製された戸籍の附票の除票に記録されている事項を記載した書類を含む。）の写し」を加え、同表第12項中「住民票」の次に「又は住民票の除票」を加え、同表第52項第1号中「第3項」を「第5項」に改め、同号ア(ア)の表中「45,000円」を「47,000円」に、「第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（第60項及び第61項において「登録住宅性能評価機関」という。）が認定の申請に係る住宅の性能を適正と評価した書面」を「第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し」に、「評価書面」を「確認書等」に、「69,000円」を「71,000円」に、「26,000円」を「22,000円」に、「67,000円」を「71,000円」に、「23,000円」を「22,000円」に、「103,000円」を「106,000円」に、「38,000円」を「33,000円」に、「89,000円」を「95,000円」に、「31,000円」を「30,000円」に、「138,000円」を「141,000円」に、「52,000円」を「44,000円」に改め、同号ア(イ) a の表中「63,000円（評価書面の添付がなされたもの）にあっては、17,000円」を「66,000円（確認書等の添付がなされたもの）にあっては、14,000円」に、「94,000円（評価書面の添付がなされたもの）にあっては、26,000円」を「99,000円（確認書等の添付がなされたもの）にあっては、21,000円」に、「99,000円（評価書面の添付がなされたもの）にあっては、26,000円」を「105,000円（確認書等の添付がなされたもの）にあっては、22,000円」に、「148,000円（評価書面）を「157,000円（確認書等）」に、「40,000円」を「32,000円」に、「208,000円（評価書面）を「220,000円（確認書等）」に、「53,000円」を「42,000円」に、「311,000円（評価書面の添付がなされたもの）にあっては、80,000円」を「329,000円（確認書等の添付がなされたもの）にあっては、63,000円」に、「363,000円（評価書面の添付がなされたもの）にあっては、80,000円」を「382,000円（確認書等の添付がなされたもの）にあっては、59,000円」に、「542,000円（評価書面）を「572,000円（確認書等）」に、「122,000円」を「88,000円」に、「634,000円

(評価書面)を「661,000円(確認書等)に、「118,000円」を「74,000円」に、「945,000円(評価書面)を「992,000円(確認書等)に、「181,000円」を「111,000円」に、「1,168,000円(評価書面)を「1,217,000円(確認書等)に、「214,000円」を「131,000円」に、「1,741,000円(評価書面)を「1,824,000円(確認書等)に、「328,000円」を「196,000円」に、「1,692,000円(評価書面)を「1,760,000円(確認書等)に、「298,000円」を「174,000円」に、「2,522,000円(評価書面)を「2,638,000円(確認書等)に、「457,000円」を「259,000円」に、「2,083,000円(評価書面)を「2,165,000円(確認書等)に、「367,000円」を「213,000円」に、「3,105,000円(評価書面)を「3,246,000円(確認書等)に、「563,000円」を「318,000円」に改め、同号ア(イ)の表中「41,000円」を「42,000円」に、「評価書面」を「確認書等」に、「14,000円」を「12,000円」に、「61,000円」を「63,000円」に、「22,000円」を「18,000円」に、「67,000円」を「69,000円」に、「24,000円」を「21,000円」に、「100,000円」を「103,000円」に、「36,000円」を「32,000円」に、「120,000円」を「123,000円」に、「40,000円」を「30,000円」に、「179,000円」を「184,000円」に、「62,000円」を「46,000円」に、「223,000円」を「229,000円」に、「75,000円」を「57,000円」に、「334,000円」を「342,000円」に、「115,000円」を「85,000円」に、「370,000円」を「379,000円」に、「125,000円」を「98,000円」に、「554,000円」を「568,000円」に、「193,000円」を「147,000円」に、「687,000円」を「705,000円」に、「229,000円」を「162,000円」に、「1,030,000円」を「1,056,000円」に、「352,000円」を「242,000円」に、「956,000円」を「981,000円」に、「314,000円」を「199,000円」に、「1,433,000円」を「1,470,000円」に、「482,000円」を「297,000円」に、「1,159,000円」を「1,189,000円」に、「374,000円」を「212,000円」に、「1,737,000円」を「1,782,000円」に、「575,000円」を「317,000円」に改め、同項第2号ア中「第5条第4項第4号イ」を「第5条第6項第4号イ」に改め、同項第3号中「第9条」を「第9条第1項又は第3項」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円

別表第60項第1号イ(7)の表中「登録住宅性能評価機関」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(次項において「登録住宅性能評価機関」という。)」に改める。

第2条 大津市手数料条例の一部を次のように改正する。

第5条第4号ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 受付用端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された本市が設置する端末機であって、証明書等の交付を受けようとする者が個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項の規定による利用者証明用電子証明書の記録がされたものに限る。)をいう。イにおいて同じ。)を利用して必要な操作を行うことにより、証明書等の交付の申請を行うことができる機能を有するものをいう。以下同じ。)を利用する方法により当該証明に係る書面を交付する場合

イ 民間端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、証明書等の交付を受けようとする者が個人番号カードを利用して必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)を利用する方法により当該証明に係る書面を交付する場合

別表第4項第1号中「ただし、」の次に「受付用端末機又は」を加え、同表第9項第1号中「450円」の次に「。ただし、受付用端末機又は民間端末機を利用する方法により磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面又は当該戸籍に記録されている者のうちの一部の者について記録されている事項の全部を証明した書面を交付する場合にあっては、350円とする。」を加え、同表第11項第1号中「ただし、」の次に「受付用端末機又は」を加え、同項第2号中「300円」の次に「。ただし、受付用端末機又は民間端末機を利用する方法により磁気ディスクをもって調製された戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類の写しを交付する場合にあっては、200円とする。」を加え、同表第12項中「300円」の次に「。ただし、受付用端末機又は民間端末機を利用する方法により住民票に記載した事項に関する証明書を交付する場合にあっては、200円とする。」を加える。

附 則

(施行期日)

- この条例中第1条(別表第52項及び第60項第1号イ(7)の表の改正規定を除く。)の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年1月20日から、第1条(別表第52項及び第60項第1号イ(7)の表の改正規定に限る。)及び次項の規定は同年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第8条第1項及び第9条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定並びに同法第10条の規定による地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料については、なお従前の例による。

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年12月22日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第65号

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大津市国民健康保険条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「404,000円」を「408,000円」に改める。

第9条の3中「第18条」の次に「及び第18条の3」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第13条の5の2中「第18条」の次に「及び第18条の3」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第18条の見出しを「（低所得者の保険料の減額）」に改める。

第18条の2の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第18条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第4項に規定する場合を除き、第13条又は第13条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。

2 第13条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第4項」とあるのは「第6項において読み替えて準用する第4項」と、「第13条又は第13条の4」とあるのは「第13条の5の5又は第13条の5の8」と、前項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の5の5第2項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第18条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条又は第13条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第18条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（同条第3項において読み替えて準用する第13条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。

5 第13条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第13条の4」とあるのは「第13条の5の5又は第13条の5の8」と、「同条第3項」とあるのは「同条第4項」と、「第13条第2項」とあるのは「同条第3項において読み替えて準用する第13条の5の5第2項」と、前項中「第13条第2項」とあるのは「第13条の5の5第2項」と読み替えるものとする。

附 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定及び次項の規定は、同年1月1日から施行する。

2 改正後の第4条の規定は、令和4年1月1日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

3 改正後の第18条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。

大津市ガス供給条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年12月22日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第66号

大津市ガス供給条例の一部を改正する条例

大津市ガス供給条例(昭和52年条例第34号)の一部を次のように改正する。

目次中「第31条」の次に「・第32条」を加える。

第4条第1項中「全て」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、企業局管理規程の定めるところにより公営企業管理者が行う簡易内管施工店の登録を受けた者は、公営企業管理者が定める簡易な内管の工事を施行することができる。

第8条の2第1項中「ガス栓」の次に「(第4条第2項の登録を受けた者が施行する同項の工事により設置するものを除く。)」を加える。

第31条を第32条とし、第8章中同条の前に次の1条を加える。

(手数料)

第31条 第4条第2項の登録又は当該登録の更新を受けようとする者は、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

(1) 簡易内管施工店の登録 1件につき 10,000円

(2) 簡易内管施工店の登録の更新 1件につき 8,000円

2 前項の手数料は、申請の際に納付しなければならない。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、公営企業管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

大津市教育相談センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年12月22日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第67号

大津市教育相談センター条例の一部を改正する条例

大津市教育相談センター条例(平成11年条例第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大津市教育支援センター条例

第1条及び第2条を次のように改める。

(設置)

第1条 子どもの学校、家庭等における教育上の課題の解決に向けた支援を行い、もって子どもの社会的自立に資するため、大津市教育支援センター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、大津市浜大津四丁目1番1号とする。

第3条第1号中「教育相談」を「相談員による教育相談」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 教育支援ルーム(不登校の子どもの再登校への支援その他社会的自立に向けた支援を行う教室をいう。以下同じ。)及びことばの教室(言語機能等の発達に課題がある子どもの学習上又は生活上の困難を改善するための支援を行う教室をいう。以下同じ。)の実施に関すること。

第3条第3号中「センターの」の次に「設置の」を加え、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級並びに学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第140条に規定する特別の教育課程における教育の支援に関すること。

第4条を次のように改める。

(事業の対象者)

第4条 教育支援ルームに通級することができる者は、不登校の状態が継続し再登校への支援その他社会的自立に向けた支援を必要とする子どもであって、教育委員会規則で定めるものとする。

2 ことばの教室に通級することができる者は、言語機能等の発達に課題があり、学習上又は生活上の困難を改善するための支援を必要とする子どもであって、教育委員会規則で定めるものとする。

第5条の見出しを「(教育支援ルーム等への通級)」に改め、同条中「適応指導教室」を「教育支援ルーム又はことばの教室」に改め、「、その在籍する小学校又は中学校の校長を経由して」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の第5条の規定による教育支援ルーム又はことばの教室への通級の申出は、この条例の施行前においても行うことができる。